



臺灣の道路 (其の四)

三浦 磐雄

第四、現在施行中の道路 (つゞき)

二、州費事業

イ、國庫補助指定道路改修事業 清領時代殆んど道路が無かつたと云つてもよい臺灣に對して、改隸後大正十四年度迄三十年間に、國費や地方費で施工した道路事業費は二千三百萬圓位のもので、之を一箇年に平均して見ると、僅に七十六萬圓程度に過ぎない。併も臺灣は山地に富み、河川の亂流甚しく、道路事業の遂行には巨額の

費用を要する事情に置かれて居る。自然大正の末頃に於て、郊外道路で自動車を通し得るものは皆無の情態であつた。従つて此の頃漸く諸方面から、臺灣としての國家事業中最も遅れて居るものは道路であるとの聲も高まつて、總督府としても此の事業に眞劍に手を染めることになつたのであるが、今尙其の萬全は期し得ない。

大正十五年度以降十箇年繼續の縦貫道路改修計畫を樹て、更に昭和二年度から蘇澳花蓮港道路改修事業も起つたので、國費支辨の道路事業も一層其の額を増して、所

謂國道豫定線の改修方針は決定したが、之等の幹線道路の改修は、地方的幹線道路から延いて各枝線道路の改良が伴つてこそ、始めて其の効果も充分に發揮することが出来るものであるのに、何分之等の地方的の道路事業は其の費用を負擔すべき地方公共團體の財力が貧弱であるため、獨力で之を遂行することが出来ない。必要に迫られながらも遷延して來たのであつた。こんな有様では本島の交通は何時迄も舊態を脱することが出来ないし、行政上の支障は勿論、産業文化の進展をも阻碍することになり、又有事の際に當つて防備にも影響するところ多いので、茲に重要地方道路の改修にも國庫が助成することの必要を到來したのである。

當初の計畫は行政上及産業上特に重要な道路の改良を促進する方針を立て、各州管内の從來の指定道路の内、特に重要な路線約一千二百八十三軒を指定して、第一期事業とし、昭和五年度以降十箇年間に、工事費の三分の一迄に相當する毎年二十八萬五千圓宛、即ち二百八十五萬

圓を國庫補助の名の下に、關係州に交付して一箇年平均工費總額約九十萬圓、即ち總工費約九百萬圓で、主として路幅の擴張、小橋梁の新設や之に伴ふ土木の施設を爲さしめることにしたのである。其の平地部に於けるものは、此の期間に完成せしめることにした。但し工費が非常にかゝる人家稠密の箇所又は小橋梁でも從來在るもの架替は之を後廻しにすることになつた。

而して國庫補助金の算定に就いては、次の金額を補助基本額に加算して補助金を定めることが出来ると云ふことである。

(一) 道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者の負擔する道路に關する工事の費用負擔額

(二) 道路に關する工事の爲必要を生じたる他の工事に付

其の費用を負擔する者の負擔額

(三) 慣行により賦課する夫役又は現品の價格

(四) 寄附に係る勞力又は物件の價格

以上の計畫に基いて改修の助成を指定した國庫補助金額

豫定、道路及橋梁を州別の数字的に見ると次の表に示す

やうになる。

州名	國庫補助		道路		橋梁		新設橋梁	
	金算定額	路線數	延長(米)	筒所	延長(米)	筒所	延長(米)	
臺北州	500,000	13	256,795.5	147	2,222.1	55	733.6	
新竹州	300,000	14	286,354.4	242	2,656.6	4	73.0	
臺中州	700,000	33	368,577.1	301	6,845.4	154	1,488.9	
臺南州	600,000	33	306,109.8	29	5,336.3	8	2,050.0	
高雄州	500,000	8	433,110.3	184	4,197.8	18	1,499.3	
合計	2,800,000	97	1,621,337.1	1,093	22,652.2	279	5,916.8	

次に道路改修の一般的規格は次の通りに定められた。

(一) 道路有效幅員 九米以上、但し山地其他特殊の箇所限り四米以内縮少

(二) 道路勾配 最急二十五分の一、但し特殊の箇所にては十五分の一、山地に於ては長七十二米迄十分の一

(三) 道路の屈曲半徑 五十五米以上、但し特殊の箇所にては十一米、人家連擔箇所は此の限に在らず

(四) 側溝の深及底幅 三十糎以上

(五) 路端の高 水流上面の最高水位より三十糎以上

(六) 路面 中央五米迄を限り厚九糎砂利敷

(七) 橋梁有效幅員 五米

(八) 橋梁耐荷重 橋面一平方米に付五百瓩の群衆、八瓩車輛、十一瓩輾壓機、但し區間に限り六瓩車輛に低下

(九) 隧道有效幅員 六米以上

(十) 隧道高 路面より四米以上

次に本事業着手後の経過を見るに、着手の翌年の昭和六年度に於て、年割二十八萬五千圓と豫定した國庫補助額は物價低落其他の事由によつて、其の一割減の二十五

萬六千五百圓に減額し、又昭和七年度以降各年度に於ては更に五分減即ち豫定額の一割五分を引下げ、二十四萬二千二百五十圓にして今日に至つてゐるが、是迄の間に於て、此の減額を實施しながらも當初豫定の工程を進めることが出来てゐる。

以上の如く、昭和五年度以來此の助成事業を開始して、地方道路の改良に積極的方策を採るや、地元民は大に其の効果を認識して、進んで土地及勞力の奉仕的寄附を爲し、各道路の改良を促進するやうな様子を示す者があるに至つたので、之等地方に對しては當初の方針であつた平地部の路幅の擴張完成は其の地元民に委ね、州は大橋梁の新設を行ふに如かずと認め、途中計畫の變更を承認したのもある。夫等の狀況は次の如くである。

(一)新竹州は特に財力の貧弱であるのと山地が多いので道路事業の遂行を至難とするのであるが、本事業の開始に依つて、過半地元民の奉仕を以て各指定道路は前に述べた一般規格の通りの改修が行はれた。本管内道

路延長一間當坪數の増加狀況は次の如くである。

年次	道路延長(里)	道路坪數	延長一間當坪數
大正十四年末	七五・二	二、五六四七・〇〇	一・六三
昭和九年末	七五・七	七、二二、八九・〇〇	四・五四

(二)臺南州は當初道路工事五十八萬八千六百五十六圓、橋梁工事九十六萬七千五百九十三圓を以て施行する計畫であつたが、昭和七年度以降の計畫を變更して、路面工に要する砂利の購入と鐵道輸送だけを州費負擔として、之等を除く道路工は其の一切を地元民の奉仕に委せ、國庫補助工事は當初後圖に譲つた長大橋の内の六橋の新設に集注することにした。自然之に對する國庫補助割合は總工費の二分の一迄に増率されたが、各年度及十箇年間の補助豫定額に止めた。變更計畫の工種別工費は、道路工十一萬三百十八圓、橋梁工百二十一萬三千三百七十七圓である。本管内道路延長一間當坪數の増加狀況は次の通りである。

年次	大正十四年末	昭和九年末
道路延長(里)	一、一五〇・五〇	一、三三〇・六五
道路坪數	四、八二五・七九〇〇	九、六六二、〇六〇〇
延長一間當坪數	一・九四	三・六

尙以上の二州の外の州につきての道路延長一間當坪數の増加狀況を前例に倣つて示すと各州の改良情態の一端を知ることが出来る。即ち次の通りである。

(三) 臺北州管内

年次	大正十四年末	昭和九年末
道路延長(里)	六、五・二二	六、六・二五
道路坪數	一、六三九、一三〇〇〇	二、五二六、四四一、〇〇
延長一間當坪數	一・二六	一・六七

(四) 臺中州管内

年次	大正十四年末	昭和九年末
道路延長(里)	五、二〇五	五、七・九
道路坪數	二、二一九、二七六、〇〇	三、〇八三、二四四、〇〇
延長一間當坪數	一・七四	二・四一

(五) 高雄州管内

年次	大正十四年末	昭和九年末
道路延長(里)	五、二・四三	四、九・二四
道路坪數	二、七四五、〇五三、〇〇	二、八八〇、六四〇、〇〇
延長一間當坪數	二・四六	二・六〇

以上の五州を綜合して見れば次のやうになる。

(六) 各州管内

年次	大正十四年末	昭和九年末
道路延長計(里)	三、六九・二	三、八四三・〇一
道路坪數計	二、三八六、八九〇〇	二、五、五六三、八五〇〇
道路延長一間當平均坪數	一・七六	三・〇四

以上述べ來つた以外に、工事の追加に就いて記せば、重要指定道路改修事業の第一期助成を計畫した當初、尙後圖として殘された工事の分量は、道路工に於て八百四十餘萬圓、橋梁工に於て一千四百二十餘萬圓の巨額を數へられる。然るに此の工事に着手後の經過は、地元民の道路改良に對する熱意が高まつて、奉仕に依るものが急激に進み、殘工事として置いた道路工の内、地元民の勞力

奉仕に依つて出来る工事は、昭和八年末には殆んど施行し盡された情態に達し、從て之を自動車交通の用に供しなげればならぬ様な事情になつた。然し之に必要な残工事を一氣に施行するが如きは、州及國庫財政が到底許さないから、先づ急を要するものから漸進する方針で、昭和八年度から國庫補助工事の追加を計畫したので、即ち昭和八年度には新竹州下の橋長二百二十米の大溪橋の架設、昭和九年度からは臺北州下の橋長二百六十四米の新店溪橋梁の架設、新竹州下の關西珊瑚湖道改修、臺南州下の橋長百米の牛桃灣溪橋梁、橋長百四十米の赤蘭溪橋梁と橋長百二十米の鹽水溪橋梁の架設並に關廟旗山道の改修、高雄州下の橋長二百三十米の月眉橋の架設と旗山關廟道の改修の各工事を追加施工することとしたが、其の總延長は九十二軒餘に上り、國庫補助金は總工費に對する三分の一以上四分の三迄の割合と定めた。此の追加計畫と既定計畫との分を合せた各州への國庫補助金は次のやうになつた。

州名	自昭和五年度支出總額 至同十年度	自昭和十一年度支出總額 至昭和十四年度	計
臺北州	三九〇,〇〇〇	三〇八,〇〇〇	六九八,〇〇〇
新竹州	二四四,一〇〇	一〇八,八〇〇	三五二,九〇〇
臺中州	三七五,四五〇	三三六,〇〇〇	六一〇,〇〇〇
臺南州	四五五,八〇〇	三三八,〇〇〇	七九四,四〇〇
高雄州	四三一,一〇〇	四三二,一〇〇	八六四,三五〇
合計	一,八五五,五〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	三,二五五,五〇〇

口、其の他の事業 國庫補助に俟たない州單獨に施行する道路事業の昭和十年度の豫算額及豫定された主なる工事と其の豫定工費は次のやうなものであつた。

- (一) 臺北州 豫算總額 一〇〇、五一九圓
 - 臺北内湖道内湖橋架設工事 一三、七二五圓
 - 新莊淡水道改修工事 一〇、五〇〇圓
 - 宜蘭東港道東港橋架設工事 五、七三〇圓
 - 宜蘭員山道改修工事 三、四一三圓
 - 臺北八里庄道成子寮橋改修工事 三、一五〇圓
- (二) 新竹州 豫算總額 五一、八六四圓
 - 桃園大溪道改修工事 一一、九七〇圓
 - 桃園竹園道橋梁架設工事 七、三五〇圓

造橋淡文湖道改修工事

五、〇七〇圓

(三)臺中州

豫算總額

三二八、三三〇圓

臺中桶里道烏溪架橋工事

七三、五〇〇圓

豐原東勢道大甲溪架橋工事

七三、五〇〇圓

二林溪湖道改修工事

三三、四七〇圓

王田南投道改修工事

二一、〇〇〇圓

臺中沙鹿道改修工事

一八、一五五圓

臺中西屯道改修工事

一四、六一〇圓

臺中南屯道改修工事

六、六六〇圓

大肚山道路改修工事

四、六〇〇圓

西屯沙鹿道改修工事

三、六〇〇圓

后里大甲道改修工事

二、〇七七圓

(四)臺南州

豫算總額

二九六、七五六圓

荊桐斗六道虎尾溪架橋工事

九八、九六〇圓

白河前大埔道急水溪架橋工事

三二、三三四圓

虎尾西螺道新虎尾溪架橋工事

二六、三三四圓

白河關子嶺道殘月橋架設工事

九、〇〇〇圓

左鎮南化道菜寮溪架橋工事

七、七〇〇圓

番路公田道八掌溪架橋工事

四、〇〇〇圓

(五)高雄州

豫算總額

一二八、一六五圓

番子寮橋架設工事

二一、四〇〇圓

高雄鳳山道改修工事

二〇、七〇〇圓

四重溪臺東廳界間道路改修工事

一五、〇〇〇圓

鳳山大林埔道改修工事

一一、五五〇圓

墾丁鸞鑿鼻道改修工事

九、四〇〇圓

墾丁林業試驗所道改修工事

三、〇〇〇圓

三、廳地方費事業

廳地方費の昭和十年度の道路事業費豫算額は、十萬四千

餘圓で、其の各廳の事業は次の通りである。

(一)臺東廳

臺東馬太鞍道橋架設工事

五〇、〇〇〇圓

(二)花蓮港廳

花蓮港壽道改修工事

四五、〇〇〇圓

太魯閣峽道改修工事

四、五〇〇圓

道路測量調査

二、一六〇圓

(三)澎湖廳

指定道路暗渠改修工事

三、〇〇〇圓